

2 原子力規制委員会及び原子力規制庁の組織と仕事

■原子力規制委員会の組織理念

平成25年1月9日
原子力規制委員会

原子力規制委員会は、2011年3月11日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。

原子力にかかわる者はすべからく高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指さなければならない。

我々は、これを自覚し、たゆまず努力することを誓う。

使 命

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることが原子力規制委員会の使命である。

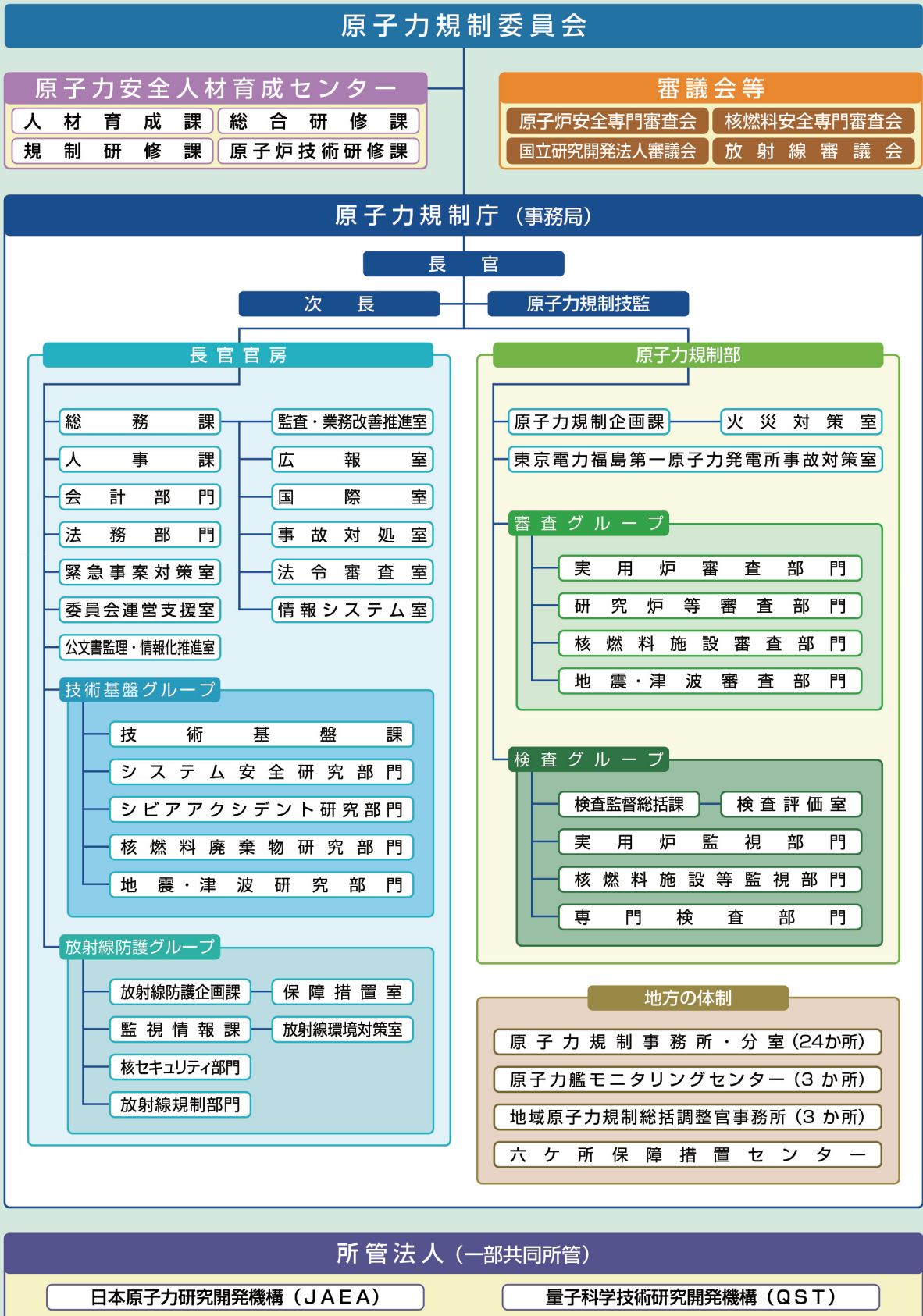
活動原則

原子力規制委員会は、事務局である原子力規制庁とともに、その使命を果たすため、以下の原則に沿って、職務を遂行する。

- (1) 独立した意思決定
何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。
- (2) 実効ある行動
形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求する。
- (3) 透明で開かれた組織
意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。また、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。
- (4) 向上心と責任感
常に最新の知見に学び、自らを磨くことに努め、倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行する。
- (5) 緊急時即応
いかなる事態にも、組織的かつ即座に対応する。また、そのための体制を平時から整える。

(出典：原子力規制委員会ホームページ)

原子力規制委員会の組織と仕事



（出典：原子力規制委員会パンフレット）

■ 玄海原子力規制事務所

昭和54年3月に発生したアメリカのスリーマイル島原子力発電所事故を契機として、原子力発電所の運転管理に関する指導監督等の業務を行うため、昭和55年に「玄海運転管理専門官事務所」が設置されました。

平成11年9月の東海村の燃料加工施設における臨界事故を契機に原子炉等規制法が改正され、平成12年4月に運転管理専門官にかわって原子力保安検査官制度が発足するとともに、原子力災害対策特別措置法が制定され、同法に基づき、原子力防災専門官制度が発足しました。

その後、平成23年の福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制委員会が発足したことに伴い、「玄海原子力保安検査官事務所」は「玄海原子力規制事務所」へ移行し、原子力発電所の安全管理や防災対策の業務を行っています。

玄海原子力規制事務所は、唐津市西浜町の「佐賀県オフサイトセンター」内にあります。

住 所 〒847-0855

佐賀県唐津市西浜町2-5 佐賀県オフサイトセンター1階

連絡先 電話:0955-74-9050 ファクス:0955-72-0169

職 員	所 長／統括原子力運転検査官	1名
	副所長／原子力防災専門官	1名
	所 員／原子力運転検査官	3名
	核物質防護対策官	1名
	上席放射線防災専門官(原子力防災専門官 併任)	2名

沿 革	1980年5月	運転管理専門官制度の発足に伴い、資源エネルギー庁玄海運転管理専門官事務所として唐津市内に事務所を開設
	2000年4月	原子力保安検査官制度の発足に伴い、玄海原子力保安検査官事務所と名称を変更。また、原子力災害対策特別措置法の制定に伴い、原子力防災専門官を配置
	2001年1月	省庁再編に伴う原子力安全・保安院の設置により、原子力安全・保安院玄海原子力保安検査官事務所と変更
	2002年2月	佐賀県オフサイトセンターの完成に伴い、現在地に事務所を移転
	2002年3月	同オフサイトセンターが原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策拠点施設として指定
	2012年9月	原子力規制委員会発足に伴い、「玄海原子力保安検査官事務所」が「玄海原子力規制事務所」へ移行
	2015年6月	佐賀地方放射線モニタリング対策官事務所を設置
	2017年7月	原子力規制庁の組織改編に伴い、佐賀地方放射線モニタリング対策官事務所を玄海原子力規制事務所へ統合。新たに上席放射線防災専門官を設置
	2021年4月	新検査制度開始

3 その他の関係省庁

(1) 環境省

環境保全の観点からの放射性物質の監視及び測定、放射性物質の除染等を担当しています。

(2) 文部科学省

原子力研究開発に関する独立行政法人、大学共同利用機関等を所管し、基礎・基盤的な研究開発から高速増殖炉サイクル技術等、国として実施すべき大規模な研究開発等を担当しています。

(3) 経済産業省

資源エネルギー庁において、プルサーマルの実施や高レベル放射性廃棄物の処分等、原子力発電や核燃料サイクル産業に関する政策を担当しています。

(4) 外務省

核不拡散及び原子力の平和利用に関する外交政策を担当しており、これらの分野での国際約束の締結、解釈及び実施、国際原子力機関(IAEA)等の関係機関における活動への参加、各国政府との二国間、多国間の取り決めの交渉及び協力等を行っています。

(5) 国土交通省

原子力船や核燃料物質等の輸送の規制等を行っています。

(6) 原子力委員会

原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図る目的で設置し、国会の同意を得た委員長及び2名の委員で構成しています。

現在、放射性廃棄物専門部会を設置しています。